

真・公明が強行

あまりにヒドイ！庶民大增税 6月から住民税が大幅アップ

引き続き
昨年に

給与所得者の税額の推移

夫婦+子ども2人の場合(子ども1人が特定扶養親族)

給与収入		2005年(度)	2006年(度)	2007年(度)
300万円	所得税	0円	0円	0円
	住民税	11,600円	12,300円	13,000円
	合計	11,600円	12,300円	13,000円
	月平均	967円	1,025円	1,083円
500万円	所得税	95,200円	107,100円	59,500円
	住民税	68,600円	74,300円	139,500円
	合計	163,800円	181,400円	199,000円
	月平均	13,650円	15,117円	16,583円
700万円	所得税	210,400円	236,700円	165,500円
	住民税	170,600円	185,300円	297,500円
	合計	381,000円	422,000円	463,000円
	月平均	31,750円	35,167円	38,583円

年金所得者の税額の推移

夫婦2人世帯の場合(65歳以上で配偶者は70歳未満)

年金収入		2005年(度)	2006年(度)	2007年(度)
225万円	所得税	16,900円	19,000円	10,600円
	住民税	0円	6,000円	19,900円
	合計	16,900円	25,000円	30,500円
	月平均	1,408円	2,083円	2,542円
300万円	所得税	73,900円	83,100円	46,200円
	住民税	14,800円	51,200円	101,300円
	合計	88,700円	134,300円	147,500円
	月平均	7,392円	11,192円	12,292円
400万円	所得税	136,400円	153,500円	85,300円
	住民税	45,200円	87,400円	179,500円
	合計	181,600円	240,900円	264,800円
	月平均	15,133円	20,075円	22,067円

昨年は所得税と住民税がアップ。非課税から課税にされた人も

昨年は、定率減税の半減で所得税と住民税が上がりました。65歳以上の人はそれに加えて、公的年金等控除の縮減と老年者控除の廃止でさらなる増税に。しかも、住民税の非課税限度額125万円が廃止されたため、収入が増えないのに住民税が非課税から課税にされた人が1,200人も生まれました。

今年は所得税が減る代わりに、住民税が大幅アップ

今年は、定率減税が廃止され、所得税と住民税が上がりました。しかし、国から地方への「税源移譲」で所得税(国税)の一部が住民税(市・都民税)に移ったため、所得税が減る代わりに、住民税が大幅にアップしました。

65歳以上の国保税・介護保険料にも影響が……

65歳以上の所得税と住民税の税額を抑えていた制度が改悪されたことにより、昨年からは国保税と介護保険料が増税になりました。公的年金等控除の縮減は、国民健康保険税額を引き上げ、介護保険料では公的年金等控除の縮減で所得が増えたと見なされ増税に、しかも非課税限度額125万円の廃止で住民税が課税扱いになり、一気に保険料が跳ね上がった人が生まれました。

定率減税

所得税額の20%(最大25万円)、住民税額の15%(最大4万円)を、それぞれ税額から差し引く減税措置。昨年は減税額が半分に減らされました。今年1月には、所得税の定率減税が廃止され、6月には住民税の定率減税が廃止されました。



日本共産党
市議会議員

板倉真也

2007年6月

184-0014 小金井市貫井南町4-20-31 FAX 042(386)0404 itakura@aiores.ocn.ne.jp



2004年の国会で自民・公明が強行した「税制改定」の影響

介護保険料

国民健康保険税

公的年金等控除の縮減で、国保税の所得割額がアップ
65歳以上の過半数が国保税引き上げに

従来よりも増える金額(影響を受ける世帯平均)

税制改定がない場合と比較した金額

激変緩和措置	年 額		納期ごとの金額	
	2006年度	2007年度	2006年度	2007年度
	5,624円アップ	11,249円アップ	703円アップ	1,406円アップ
	16,873円アップ		2,109円アップ	

【解説】 昨年、公的年金等控除が縮減され、65歳以上の国保税額を算出する基礎金額が変わりました。そのため、収入が増えていないのに所得が増えたとみなされ、65歳以上の国保税が引き上げられました。公的年金等控除の縮減で影響を受けたのは、65歳以上の国保加入世帯の54.2% (小金井市の場合)。政府は介護保険料と同様に、いっきに国保税が引き上がるのを抑えるために、3年間の激変緩和措置を設けました。

激変緩和措置

税制改定によって、住民税が非課税から課税(世帯課税・本人課税)に変えられた人を対象に、3年間かけて負担を1/3ずつ引き上げていくというもの。住民税、介護保険料に適用されています。また、国保税の場合には、以前から住民税課税だった人も含めて、3年間の激変緩和措置が適用されています。

一方で、大企業には減税

政府は、莫大な利益を挙げている大企業の税金を今年度1.7兆円も減税。逆に、庶民には同規模の増税が押しつけられました。

段階	月額	対象者	備考
第1段階	1,800円	生活保護受給者	
第2段階	1,800円	昨年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	住民税を課税されている人がいない世帯 (住民税非課税世帯)
第3段階	2,700円	〃	
第4段階	3,600円	本人は住民税非課税でも、家族の誰かが住民税を課税されている(住民税本人非課税世帯)	
第5段階	4,500円	昨年の合計所得金額が200万円未満	介護保険料を支払う本人が住民税を課税されている (住民税本人課税)
第6段階	5,400円	〃 200万円から500万円未満	
第7段階	6,300円	〃 500万円から750万円未満	
第8段階	7,200円	〃 750万円以上	

収入が増えていないのに、税制改定で65歳以上の介護保険料が引き上げられました

税制改定がない場合				税制改定で住民税が非課税から課税にされた人の保険料									
保険料段階		保険料		保険料段階	激変緩和措置						備考		
		年額	月額		2006年度の保険料		2007年度の保険料		2008年度の保険料				
		年額	月額			年額	月額	年額	月額	年額	月額		
住非 民課 税世 帯	第1段階	21,600円	1,800円	第4段階 (家族の中に 住民税課税 者がある)	28,500円	2,375円	35,800円	2,983円	43,200円	3,600円			
	第2段階	21,600円	1,800円		28,500円	2,375円	35,800円	2,983円	43,200円	3,600円			
	第3段階	32,400円	2,700円		35,800円	2,983円	39,300円	3,275円	43,200円	3,600円			
住非 民課 税世 帯	第1段階	21,600円	1,800円	第5段階 (本人が住民 税課税者)	32,400円	2,700円	43,200円	3,600円	54,000円	4,500円			
	第2段階	21,600円	1,800円		32,400円	2,700円	43,200円	3,600円	54,000円	4,500円			
	第3段階	32,400円	2,700円		39,300円	3,275円	46,600円	3,883円	54,000円	4,500円			
	第4段階	43,200円	3,600円		46,600円	3,883円	50,100円	4,175円	54,000円	4,500円			

【解説】 昨年、公的年金等控除の縮減で、65歳以上の介護保険料が引き上げられました。加えて65歳以上の住民税非課税限度額125万円が廃止されたため、収入が増えていないのに住民税が非課税から課税にされた人や世帯が生まれました。非課税から課税になると、介護保険料がいっきに跳ね上がってしまいます。そのため政府は、跳ね上がった介護保険料の負担を3年間かけて段階的に引き上げる「激変緩和措置」を取り入れました。

例えば、保険料段階が2の人は、税制改定がなかった場合は月々の介護保険料が1,800円だったものが、税制改定で住民税本人非課税世帯の「第4段階」にされると、月額3,600円に2倍に引き上げられます。いっきに引き上がるのを抑えるため、2008年度まで段階的に引き上げる措置がとられます。

